

新型コロナウイルス関連情報（3月15日現在）

1 喫連邦保健省によれば、15日（月）15時現在、新たにオーストリア国内で2,475名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び19名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は493,958名（内死亡数：8,892名、治癒数：459,288名）となります。

国内発生状況

（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：101,110名（+742）
- ・オーバーエスタライヒ州：91,773名（+340）
- ・ニーダーエスタライヒ州：80,936名（+510）
- ・シュタイアーマルク州：60,604名（+339）
- ・チロル州：49,660名（+169）
- ・ザルツブルク州：40,784名（+148）
- ・ケルンテン州：31,498名（+113）
- ・フォアアールベルク州：23,726名（+31）
- ・ブルゲンラント州：13,867名（+83）

（州：死亡数（前日比）、治癒数）

- ・ウィーン市（州）：1,765名（+3）、92,625名
- ・オーバーエスタライヒ州：1,543名（+4）、86,675名
- ・ニーダーエスタライヒ州：1,441名（+6）、74,314名
- ・シュタイアーマルク州：1,800名（+2）、54,855名
- ・チロル州：585名（+0）、47,906名
- ・ザルツブルク州：515名（+0）、37,285名
- ・ケルンテン州：717名（+1）、29,289名
- ・フォアアールベルク州：278名（+0）、23,772名
- ・ブルゲンラント州：248名（+0）、12,567名

2 12日、喫政府は、14日までとされている現行措置を15日から24日まで延長する保健省令を公布しました。また、フォアアールベルク州においては、一部の措置が緩和されました。

(1) 今回の改正で変更された措置のうち、主要なものは以下のとおりです。イベント禁止の例外として、以下を追加しました。

ア 屋外における接触の無い種目のスポーツで、満18歳未満10人まで及び監督者2名までで行われるもの

イ 満18歳未満10人まで及び監督者2名までで行われる課外学習。屋内の場合、参加者は陰性証明書（抗原検査の場合48時間以内、PCR検査の場合72時間以内のもの）を提示すること。

ウ 医療・社会心理関係の支援活動

(2) 従業員51人以上の職場においては、衛生措置、感染発生時の対応、密集を避けるためのフロアマーキング等につき定めた感染対策コンセプトを作成することを義務づける。

(3) フォアアールベルク州においては、以下の措置が緩和されました。

・未成年のスポーツ及び課外学習

(ア) 屋外における接触の無い種目のスポーツについて、満18歳未満20人まで及び監督者3名までで行われるものは再開可能。

(イ) 屋内における接触の無い種目のスポーツについて、満18歳未満10人まで及び監督者2名までで行われるものは再開可能。参加者は陰性証明書（当局に登録した自己検査の場合24時間以内、抗原検査の場合48時間以内、PCR検査の場合72時間以内のもの）を提示すること。

(ウ) 満18歳未満20人まで及び監督者3名までで行われる課外学習は再開可能。屋内の場合、参加者は陰性証明書（当局に登録した自己検査の場合24時間以内、抗原検査の場合48時間以内、PCR検査の場合72時間以内のもの）を提示すること。

・飲食店

飲食店は主に以下の条件を満たす場合に再開可能。

(ア) 顧客1グループあたり最大2世帯から成る大人4人まで及び子ども6人まで又は全員が同一世帯であること。収容人数50人以上の場合は指定の感染対策コンセプトを作成すること。

(イ) 顧客は陰性証明書（抗原検査の場合48時間以内、PCR検査の場合72時間以内のもの）を提示すること。

(ウ) グループ毎のテーブルの間隔について、特段の予防措置が無い限り2メートル以上空けること。

(エ) 飲食中を除き、顧客はFFP2マスクを着用し、他グループの者または同グループ内で世帯が異なる者との間に2メートル以上の間隔を保つこと。

(オ) 飲食は定められた場所でのみ行うこと。

・余暇・文化

サービス業を提供する余暇・文化施設及び余暇・文化行事は主に以下の条件を満たす場合に再開可能。

(ア) 最大100人まで、かつ施設の最大収容者数の50%以内であること。10人以上の場合は指定の感染対策コンセプトを作成すること。

(イ) 入場者・参加者はFFP2マスクを着用すること

(ウ) 同居人以外との間には1メートル以上の間隔を保つこと。

(エ) 入場者・参加者は陰性証明書（当局に登録した自己検査の場合24時間以内、抗原検査の場合48時間以内、PCR検査の場合72時間以内のもの）を提示すること。

(オ) 施設内・行事中の飲食は禁止。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金、9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01）5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01）5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html